

報告第 5 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 14 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和6年12月27日
- 2 損 害 賠 償 額 73, 766円
- 3 相 手 方 市内在住者
- 4 事 故 の 概 要 令和6年11月2日午後7時40分頃、相手方車両が市内上曾我179番1付近の市道0066を走行したところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のタイヤを破損した。